



国総海第27号
平成20年7月2日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長

船舶からの油及び廃棄物の排出規制に係る特別海域の追加について（通知）

船舶からの油及び廃棄物の排出については、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「マルポール条約」という。）附属書I及びVの規定に基づき、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）（以下「海防法施行令」という。）及び関係省令において規制しているところですが、今般、マルポール条約附属書I及びVが改正されたことを受け、特別海域としてガルフ海域及び南アフリカ南部海域が追加となり、同海域における船舶からの油及び廃棄物の排出基準が強化されることに伴い、海防法施行令（昭和46年政令第201号）を改正しました。

本改正では、まず、ガルフ海域について、貨物油を含む油について一切の排出、食物くずについて領海基線から12海里以内の海域における排出、食物くず以外の廃棄物について一切の排出が禁止されます。また、南アフリカ南部海域について、貨物油を含む油について一切の排出が禁止されます。本改正は平成20年8月1日から施行されます。

つきましては、別添資料を参照の上、本件について関係機関及び関係団体等への周知をお願い致します。

また、これに連絡し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）が改正される予定です。

（本件に関する連絡先）

国土交通省総合政策局海洋政策課

田中、澤田

TEL：03-5253-8267（直通）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第1141号)(現)

(後継の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表第一の五(第一条の八、第一条の九、第十一条の十関係)			
海域名 (略)	海域の範囲 (略)	海域名 (略)	海域の範囲 (略)
北西ヨーロッパ海域 ガルフ海域 南アフリカ南部海域	北緯三十一度三十分東経五十九度四十八分の点と 北緯三十五度四分東経六十一度一十五分の点を結ぶ線以西の海域 南緯三十一度十四分東経十七度五十分の点、南緯三十一度三十分東経十七度六分の点、南緯三十一度三十分東経十六度五十一分の点、南緯三十四度六分東経十七度五十四分の点、南緯三十六度五十八分東経二十一度五十四分の点、南緯三十六度東経二十一度三十分の点、南緯三十五度三十四分東経二十一度五十四分の点、南緯三十四度三十分東経二十一度五十四分の点及び南緯三十三度一十七分東経二十七度十二分の点を順次結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域	北西ヨーロッパ海域 ガルフ海域	北緯三十一度三十分東経五十九度四十八分の点と 北緯三十五度四分東経六十一度一十五分の点を結ぶ線以西の海域

別表第一の二(第四条、第九条の三、第十一条の十関係)			
廃棄物の区分 一 食物くず	排出海域に関する基準 (略)	排出方法に関する基準 (略)	排出海域に関する基準 (略)
一一・一二 (略)	乙海域並びにバルティック海海域、北海海域及びガルフ海域のうちすべての國の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。	排出方法は、限定しない。	乙海域並びにバルティック海海域のうちすべての國の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。
一一・二二 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第一の二(第四条、第九条の三、第十一条の十関係)			
廃棄物の区分 一 食物くず	排出海域に関する基準 (略)	排出方法に関する基準 (略)	排出海域に関する基準 (略)
一一・二二 (略)	乙海域並びにバルティック海海域のうちすべての國の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。	排出方法は、限定しない。	乙海域並びにバルティック海海域のうちすべての國の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

備考
一 この表において「甲海域」とは、すべての國の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

二 この表において「乙海域」とは、すべての國の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

三・五 (略)

六 この表において「ガルフ海域」とは、別表第一の五に掲げるガルフ海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

七 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に從事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。

備考
一 この表において「甲海域」とは、すべての國の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

二 この表において「乙海域」とは、すべての國の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(バルティック海海域、北海海域、南極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

三・五 (略)

六 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に從事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。

別表第三（第四条の一関係）

表（附）

備考

「」の表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第一号及び第二号においては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

イ 別表第一の五に掲げるペルティック海海域、南極海域及びガルフ海域

ロ・ハ（附）

「」の表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十一海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の五に掲げるペルティック海海域、南極海域及びガルフ海域

ロ・ニ（附）

三・四（附）

別表第三（第四条の一関係）

表（附）

備考

「」の表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第一号及び第二号においては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

イ 別表第一の五に掲げるペルティック海海域及び南極海域

ロ・ハ（附）

「」の表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十一海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の五に掲げるペルティック海海域及び南極海域

ロ・ニ（附）

三・四（附）

参考

特別海域における規制内容

①油の排出規制

(ガルフ海域・南アフリカ南部海域)

<一般海域>

貨物油を含む油については、一定の基準に従えば排出可能

※海防法施行令第1条の9



<特別海域>

貨物油を含む油については、原則として排出禁止

※海防法施行令第1条の9第1項第3号、別表第1の5

②廃棄物の排出規制（ガルフ海域のみ）

<一般海域>

廃棄物の種類に応じ、定められた排出海域・排出方法に従えば排出可能

※海防法施行令第4条第2項、別表第2の2
第4条の2第2項、別表第3

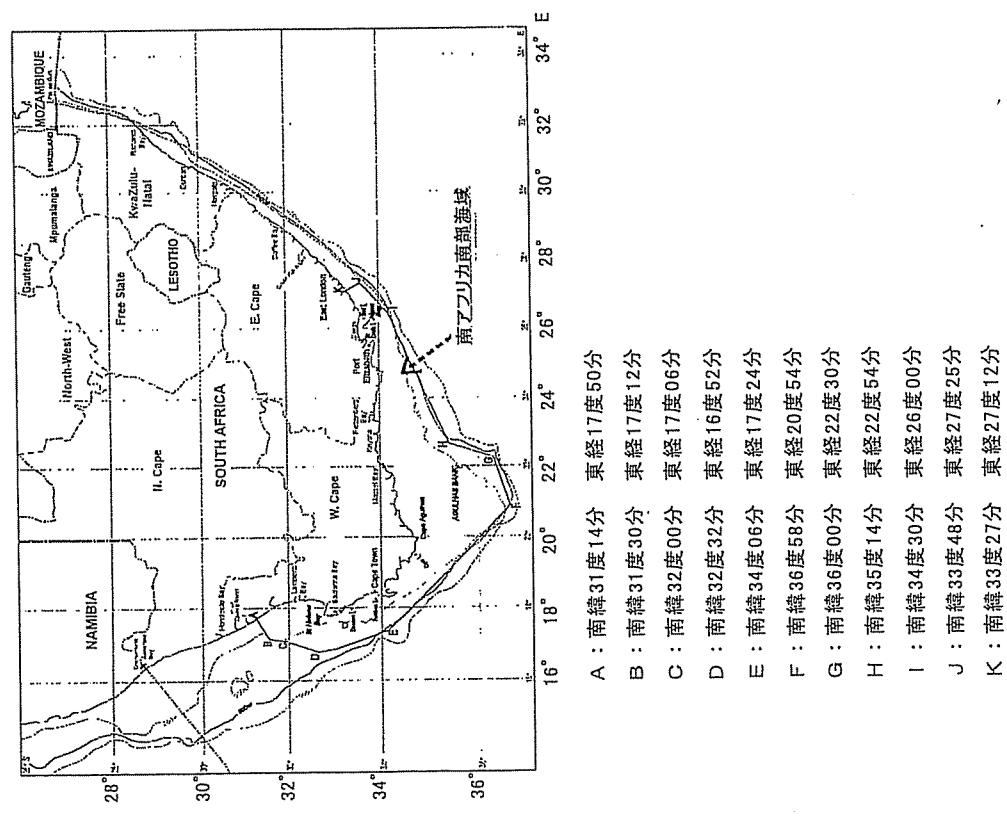


<特別海域>

食物くずを除き、廃棄物については、原則として排出禁止

※海防法施行令第4条第2項、別表第2の2
第4条の2第2項、別表第3

【南アフリカ南部海域図】



【ガルフ海域図】

